

接続料の算定に関する研究会
第18回 発表資料



接続料の算定に関する研究会 (第18回)

2019年02月06日

一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会

Agenda

1. NTT殿「PPPoEトラヒック傾向」に対する反論
2. JAIPAによる増設基準の提案内容
3. 情報開示に関する問題
(ISPの接続関連情報の公開について)
4. E2E料金設定権の協議とNTT東殿対応の問題

**構成員質問:
NTT殿「PPPoEトラヒック傾向」につ
いての反論**

PPPoEのトラフィック輻輳状況

NTT殿 主張

- 最も使用されている時間帯においても余裕がある。
- 高利用率の地域は網終端装置の増設やIPoE方式への切り替えに取り組んでいる。

JAIPA 主張

- NTE輻輳は断続的に発生中。NTT主張の「余裕がある」は事実でない。
- トラフィックベースでの増設基準にすればこの争いは半永久的に発生しない。

NTT殿 主張

- 高利用率の地域は(中略)IPoE方式への切り替えに取り組んでいる。

JAIPA 主張

- IPoEにPPPoEの代替性を持たせるのであれば、IPoEにおいても単県POIや費用負担等、PPPoEと同等の条件を整備し移行できるようにすべき

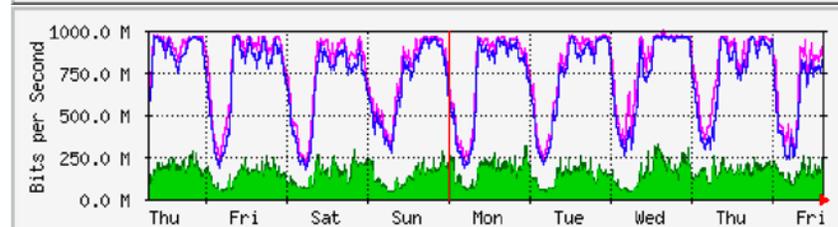
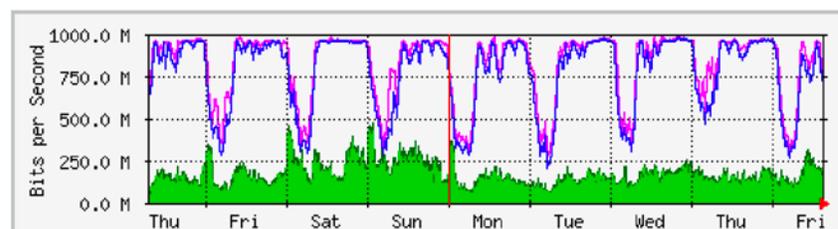
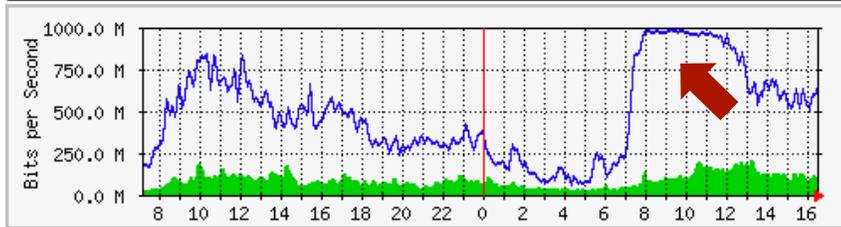
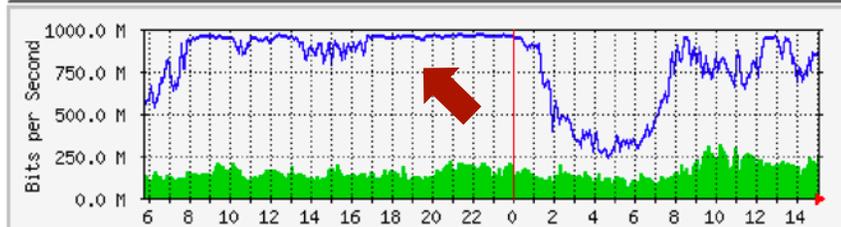
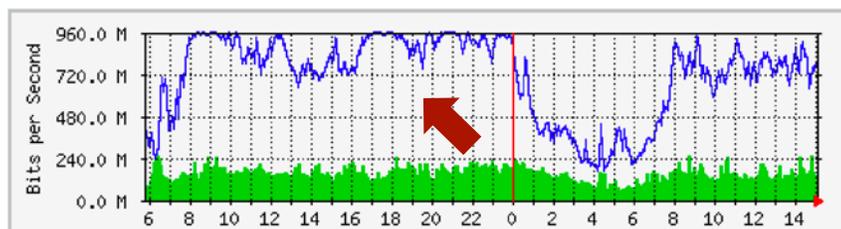
網終端装置(NTE)の輻輳状況の実例 (1)

構成員質問

- 網終端装置(NTE)の輻輳状況の実例が全て構成員限りとなっているが、今後の検討のために部分的にでもいいので公表していただけないか。(佐藤構成員)

回答

- NTT東西殿との交渉力の差による問題(光卸等、接続以外での不利益)があるため全情報は公開できません。ご了承ください。詳細は次ページ以降を御覧ください。



構成員限り

構成員限り

構成員限り

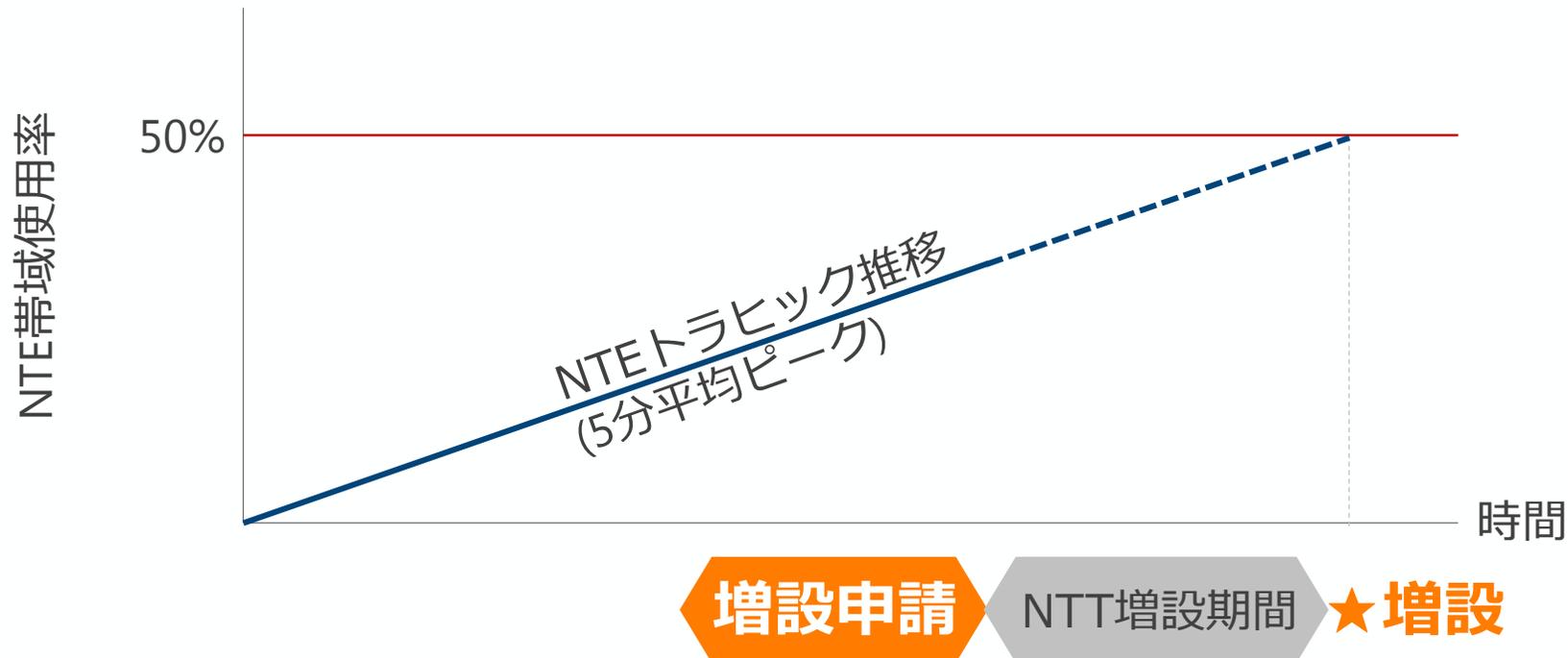
JAIPAによる増設基準の提案内容

トラヒック増設基準の提案

- 当研究会での議論等を踏まえ、トラヒック増設基準の提案を致します。

増設基準

- NTE帯域のトラヒック利用率50%を超過させないように増設を行っていく。
- ISP事業者はNTT東西殿による増設期間を考慮し、50%超過の時期が見えた段階で申請を可能に。



**構成員質問：
情報開示に関する問題
(ISPの接続関連情報の公開について)**

情報開示に関する構成員質問

構成員質問

- 具体的には網終端装置に関するどのような情報のことか示していただきたい。また、ほかにNDA対象外とすべき情報としてはどのようなものが考えられるか。(佐藤構成員)

回答

- 公開対象文書の確定は以下のように想定しています。
 - **約款に基づく接続における情報であり、接続事業者(ISP)が共通で認識される情報**
 - **個別ISPに関する設定情報等以外の情報。情報セキュリティに直接関わる情報以外の情報。**
(網終端装置等の接続パターンなど、直接的にISPの個別構成を知りうるものではない場合は公開対象)

具体的な対象文書

- NTT東西「情報ステーション」に掲載されている情報すべて(参考資料: 別紙1-3)

具体的な対象外文書

- ISPごとに設定されるネットワーク構成(申請書類)やIPアドレス等の設定情報

メリット

- 事業者間だけでなく、市民や協会を巻き込んで広く議論を行うことが可能。
- 接続制度の根幹である「透明性・公平性・適正性」が担保でき、公正競争が促進される。

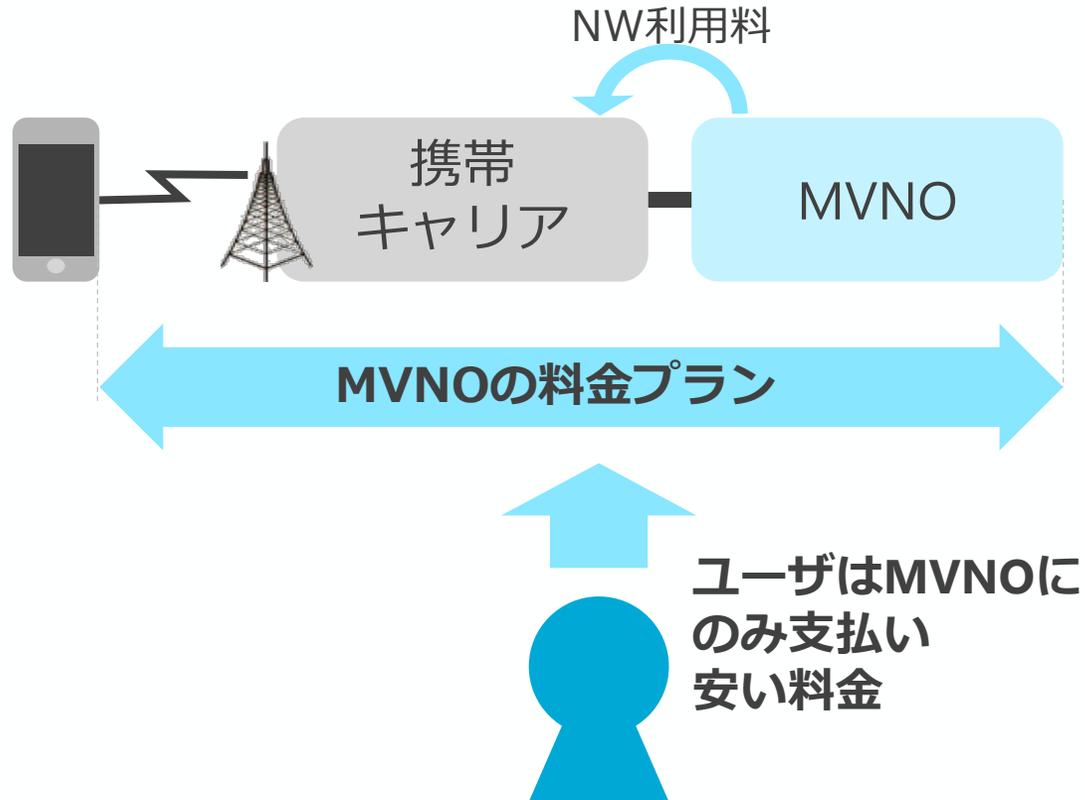


E2E料金設定権の協議と NTT東殿対応の問題

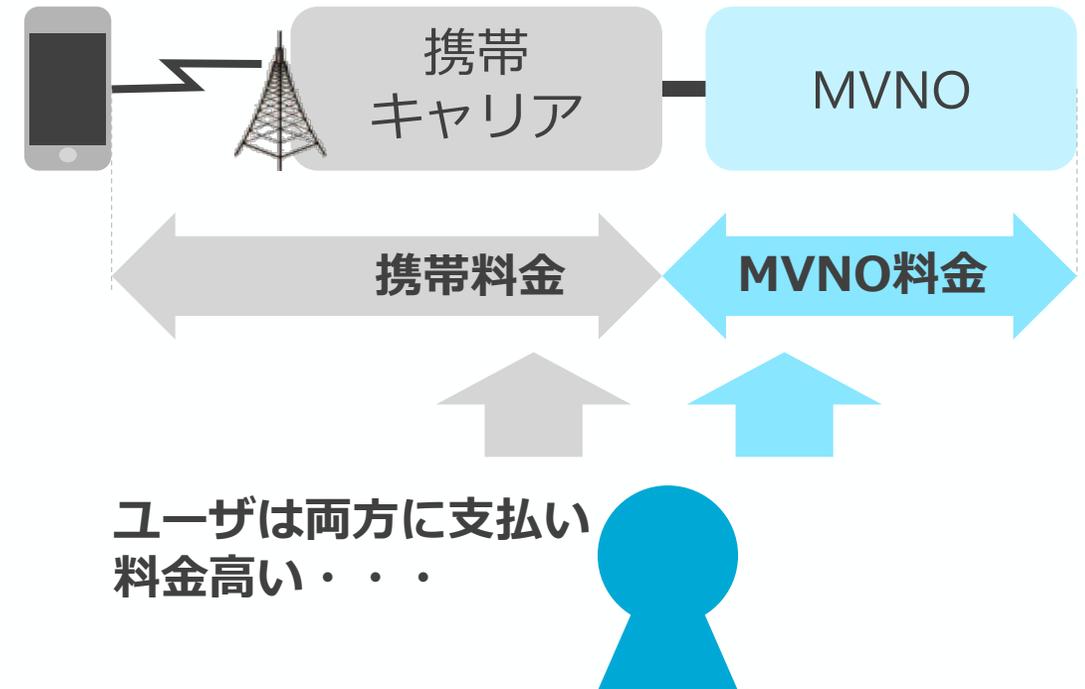
エンドツーエンド料金設定（E2E料金設定）とは

- 接続事業者側が一括してユーザ料金を設定する仕組み（料金設定権とも）
- 利用者にとって分かりやすい料金体系と、より自由な料金設定が可能に。
- 公正競争のため固定・移動にかかわらず実現されてきた。

(例) MVNOのケース



E2E料金設定の仕組みがないと・・・



ISP接続(E2E料金設定)協議開始について

- 2018年12月14日、複数ISPがNTT東西に対してNGNにおけるISP接続(E2E料金設定)を求めて協議要望を送付。またISP2社がNTT東に事前調査申込書を提出。
- 各社はNGNアンバンドル等の対応をJAIPAに委任(JAIPAは受任)
- JAIPA小畑常任理事が担当執行理事に選任し対応中 (→NTTは現在協議拒否中。詳細次ページ)

要望内容

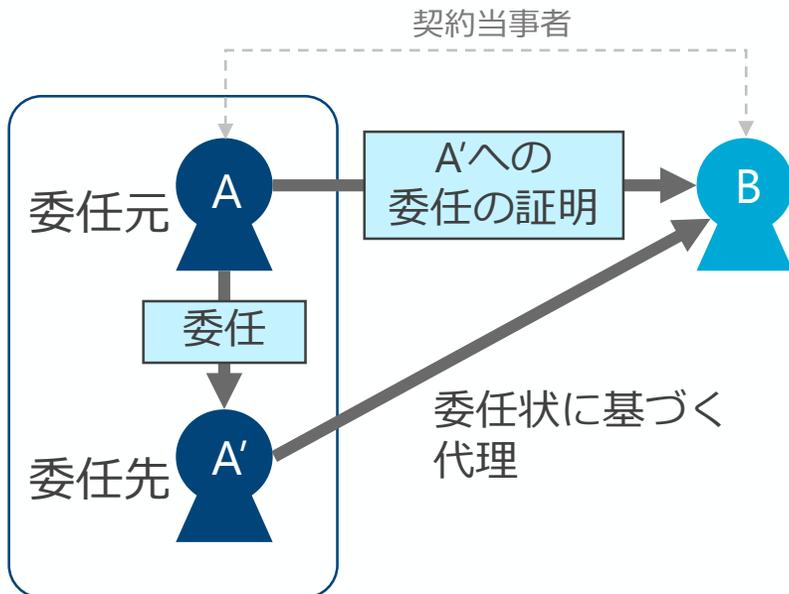
- PPPoE網終端装置のPOIからONUまでの区間についてユーザー単位の接続料を設定すること。
(これが実現すればNGN利用についてNTT東西フレッツ契約(光コラボ契約)が不要となり、接続料を支払うISPが一括して利用者料金を設定することが可能になる)
- 本接続の提供を2019年4月末日までに開始いただくこと。
- 本接続の提供開始予定日を2019年1月末日までに回答いただくこと。



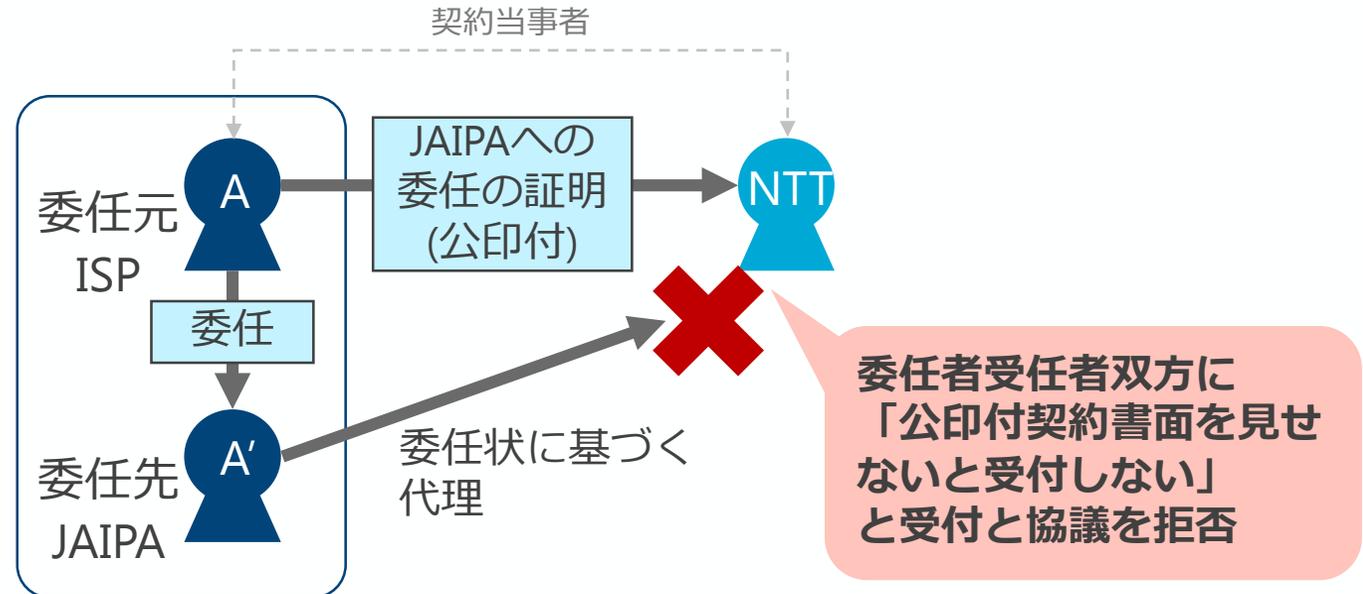
NTT東西殿の「受付拒否」による議論の停滞

- JAIPAへの委任は明示的に文書で行われたものの、NTTはこれを認めず拒否。
- 一般的に2者間の「委任」は任意で行われるもの。「公印付き契約書面」の提示を委任受任両者に求めるのは常識外。
- 接続事業者でも各社(NTT含む)の業務委託関係を確認している状況にない。
- NTT殿の安易な理由による受付拒否・手続き拒否は、公正・透明・適正であるべき接続制度に反するもの。

一般的な状況



今回のケース



約款外の手続きは是正されるべき

NTT東日本 接続約款

第12条

- 当社は、事前調査申込書に**必要事項が記載されていることを確認**した時をもって、事前調査の申込みの受け付けとします。
- 2 当社は、事前調査の申込みを受け付けたときは、(中略) **書面により通知**します。

通常は即時発行され郵送されるもの

総務省殿に確認

- 受付時点で受付確認書が出されない件や事前調記載先以外への連絡は約款外手続であり、是正されるべきではないか。

12/21

事前調査申込書 発送

12/25

事前調査申込書 NTT到着
(日本郵政確認済)

JAIPA 「受付拒否根拠は何か
早急に受付すべき」
NTT東 (回答なし)

2019
01/23

受付確認書 **事前調提出から1ヶ月**

01/24

事前調査回答書(中間)

協議状況概要

★; 事前調査申込書指定以外の連絡先に連絡

年月日	発→着	内容
2018/12/14	JAIPA→NTT	複数ISPがJAIPAへの協議等委任と「E2E料金設定権」に関する協議依頼の文書送付
2018/12/21	ISP→NTT	「接続の具体的要望」にあたる接続事前調査申込書を送付
2018/12/25	ISP→NTT	事前調査申込書を提出 (25日午前9:31 郵送到着確認) JAIPAに委任した旨通知
2018/12/27	NTT→ISP★	「委任」を確認できないと「正式な受付」としない旨の文書をISPに送付
2018/12/28	ISP→NTT	「委任」は受付拒否事由にあたらないため約款通り即時受付するよう連絡 (その後度々電話等でもNTT東 相互接続推進部 担当(以下NTT殿)に連絡)
2019/01/11	NTT→ISP★	NTT殿より「契約関係を確認できる公印入り書面」を送付せよと連絡
2019/01/17	JAIPA→NTT	NTT殿に送付 <ul style="list-style-type: none"> ・「正式な受付」とは何か、受付を拒否するなら拒否事由の提示を依頼 ・「委託関係の公印入り書面」を必要とする根拠提示を依頼 ・受付拒否事由にあたらないうのに受付を拒否するのは不法 ・申込書に記載した担当者連絡先に返信してほしい
2019/01/22	NTT→ISP★	質問に対する回答 (質問に対する明確な回答は無し) <ul style="list-style-type: none"> ・JAIPA殿に委託した事実や委託の範囲・内容や契約関係について確認できないため、事前調査申込の当事者である貴社と直接対応せざるを得ない
2019/01/23	NTT→ISP★	事前調 受付確認書 送付(ただし以下の保留つき) <ul style="list-style-type: none"> ・(委任先である)JAIPAとの協議は受付しない ・(事前調指定先である)JAIPAには連絡できない
2019/01/24	NTT→ISP★	事前調回答(中間)
2019/01/29	JAIPA→NTT	NTT殿へ再質問送付 <ul style="list-style-type: none"> ・未回答部分について質問項目ごとに回答してほしい旨再度連絡
2019/02/24	NTT-JAIPA	NTT殿再質問についてゼロ回答

おわり

